

一般社団法人神奈川県剣道連盟 一般会員加盟規則・退会規則(案)

第1条 当法人に加盟することを希望する者は、同法人定款第3章第6条2項により、当法人団体会員として登録された団体(支部と称する)へ、会員申し込みを行い、支部加入を認定され、支部より当法人へ会員として登録申請されることにより、加盟が認定され、一般会員となる。

第2条 すでに当法人と同様の全日本剣道連盟参加団体へ登録されている者は、当法人へ会員として登録することはできない。

第3条 支部への加入方法は各支部において定められた方法による。

第4条 当法人からの退会は支部を通じて報告され、受理されることにより確定する。

附則 本規則は令和7年4月1日より施行する